

規制改革・民間開放推進会議
競争政策・法務・金融WG
説明資料

平成18年11月21日
公正取引委員会
企業結合課

企業結合規制の届出・報告制度

企業結合の形態（関係法条）	届出・報告制度の概要
株式保有（法第10条）	単体総資産20億円超かつ総資産合計額100億円超の会社が単体総資産10億円超の会社の議決権を10%、25%又は50%を超えて保有することとなる場合は超えることとなった日から30日以内に報告
役員兼任（法第13条）	—
会社以外の者による株式保有（法第14条）	—
合併（法第15条）	総資産合計額100億円超の会社と 総資産合計額10億円超の会社が合併する場合は 事前届出が必要 届出受理の日から30日間は当該合併を実施してはならない 分割、事業譲受けについても同様の基準による届出が必要
分割（共同新設分割又は吸収分割）（法第15条の2）	
事業譲受け等（法第16条）	

注1 「総資産合計額」＝当事会社の単体総資産＋親会社の単体総資産＋子会社の単体総資産

2 親子会社、兄弟会社間の合併、分割及び事業譲受けは届出の必要がない。

届出に際して必要な書類

1 届出書(公正取引委員会規則により様式を規定)

- 届出会社の概要(資本金, 売上高など)
- 届出会社の親会社・子会社等の名称・主たる事業等
- 届出会社や同業者の市場シェア・順位等に関する情報 など

2 添付書類(公正取引委員会規則により規定)

- 届出会社の定款
- 企業結合に係る契約書の写
- 届出会社の直近年度の営業報告書, 貸借対照表, 損益計算書, 1%以上株主一覽
- 株主総会の決議の記録の写

企業結合に係る届出制度の課題

届出制度は、競争を制限するおそれのある企業結合を競争当局があらかじめ把握するためのもの

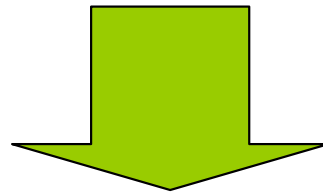


審査に要する資料については、膨大であるとまではいえないものの、当事会社に対し一定の負担を強いるもの

経済のグローバル化に伴い、一の企業結合事案について複数国の競争当局に届出を行うことが一般化



当事会社にとっては、届出手続に係る国際的整合性の向上が極めて重要



届出対象範囲の在り方、届出の時期等について、企業の負担軽減及び国際的整合性の観点から検討が必要（要法改正事項）

<参考>

○経済成長戦略大綱（平成 18 年7月6日 財政・経済一体改革会議）（抄）

（本文）

第1 国際競争力の強化 2. アジア等海外のダイナミズムの取り込み (2) アジア等との協働を促進し、グローバル化に対応する制度の整備

②経済のグローバル化に対応した企業結合審査に関するガイドラインの見直し

「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日）に関し、経済のグローバル化に伴う国際的な企業間競争の進展に対応し、企業の組織再編に当たっての予見可能性並びに手続の透明性及び迅速性を一層高める観点から、市場画定の在り方、独占禁止法上の問題が生じることがないと考えられる企業結合の範囲に関する基準、輸入圧力等の評価に関する基準等について、これまでの審査実績等を踏まえ、また、国際的整合性の確保にも留意しつつ見直しを行い、2006年度中に結論を得る。

（工程表）

「短期（2006年度内）」

○「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日）を見直し、結論を得る（市場画定の在り方、独占禁止法上の問題が生じることがないと考えられる企業結合の範囲に関する基準、輸入圧力等の評価に関する基準等）。

○個別事例の公表内容のより一層の充実化を図り、輸入圧力等の評価に関して独占禁止法上の判断の根拠やその考え方を明確に示す。

「中期（～2008年度）」

○経済実態に合わせて届け出制度など企業結合規制のあり方を見直す。

○審査結果の評価分析・公表や経済学的な分析手法の審査への活用など透明性の高い企業結合審査を実現する。

「長期（～2015年度）」

○経済実態の変化を踏まえて企業結合規制を不断に見直し、企業の組織再編に当たっての予見可能性並びに手続の透明性及び迅速性を確保する。